

(記載例)

収 支 決 算 書

収入の部

単位:円

費 目	予 算 額	決 算 額	説 明
運営負担金	3,000	3,000	文化祭負担金
参加者負担金	100,000	80,000	参加者負担金
広告収入	20,000	10,000	
チケット収入	200,000	150,000	チケット販売1,000×150
			文団連加盟団体8,000、その他の団体3,000、諸流連合体20,000を記入してください。
合 計	323,000	243,000	

支出の部

単位:円

費 目	予 算 額 (うち文化祭負担金)	決 算 額 (うち文化祭負担金)	説 明
講師謝礼	50,000 ()	50,000 ()	
需用費	73,000 ()	43,000 ()	衣装代、備品等
印刷製本費	50,000 (3,000)	50,000 (3,000)	ポスター・チラシの印刷
役務費	150,000 ()	100,000 ()	舞台音響委託
	()	()	
	()	()	それぞれの()内には、文化祭負担金からの支出額を記入してください。ただし、文化祭負担金は、団体構成員への謝礼や食糧費には、支出できません。
	()	()	
	()	()	
	()	()	
	()	()	
合 計	323,000 ()	243,000 (3,000)	

単位:円

令和 年 月 日

団 体 名

代 表 者 名

住 所

報告書作成者名

電話
Fax or mail電話
Fax or mail

収入の文化祭負担金額と同額になります。

補助金の対象経費・対象外経費の具体例

2024.4.1 生涯学習課作成

経費区分		対象となる経費の例	対象とならない経費の例
報償費	金銭	・講師、専門家、出演者等に対する謝礼金	・団体の構成員に対する謝礼金
	物品	・順位等に基づく賞品	・記念品、参加賞、手土産代
旅費		・バス・電車・飛行機等の運賃など ・視察費（事業の目的達成に必要な必要人数分）	-
交際費		-	・外部に対する香典、花輪、見舞い、祝儀など
慶弔費		-	・内部に対する香典、花輪、見舞い、祝儀など
需用費	消耗品費	事務用品、花苗、熱中症対策用飲料、収入印紙、収入証紙、図書等	-
	食糧費	※原則、食糧費は補助対象外です。 例外的に例示の経費を対象とする。 ・外部講師等の食事代（1日に渡る講演の場合） ・団体の構成員の会議等のお茶代 ・団体構成員以外に対する飲食代 ・事業の目的が飲食を伴う場合の飲食代	・団体構成員の食事代
	燃料費	灯油、ガソリン、重油、軽油等	-
	印刷製本費	ポスター・パンフレット等の印刷代、写真現像代、コピー代	-
	電気・光熱水費	電気料金、ガス料金	-
	修繕料	備品等の一部の修繕・補修等原状回復を目的とする修繕の経費	-
役務費	通信運搬費	・郵便料（切手、はがき、郵便小包、後納郵便） ・電信電話料（電話料、通信回線使用料等） ・運搬費（事務用・業務用物品の荷造料運搬賃）	-
	保管料	・倉庫の倉敷料 ・物品の保管料（場所の提供のみの場合は、使用料及び賃借料）	-
	手数料	・送金手数料 ・各種照明手数料 ・自動車点検手数料 ・クリーニング代	-
	筆耕・翻訳料	筆耕料、翻訳料、通訳料	-
	火災等保険料	運送保険料、災害保険料	-
	自動車保険料	自動車保険料	-
委託料		・登記事務委託 ・各種研究調査 ・各種講習会委託	・事業の主要部分を他に委託する場合
使用料及び賃借料		・会議室の借上料 ・機械、器具、バス、タクシー借上料 ・高速道路通行料	-
原材料費		・セメント、融雪剤、砂利、木材等の原材料購入費	-
備品購入費		（参考：郡山市財産規則）通常の状態でおおむね3年以上の使用に耐え、取得価格が10万円以上のもの	-
負担金、補助及び交付金	負担金	・講習会の受講料、会議・研修会等参加負担金 ・イベント（事業）開催時の参加者負担金	・上部組織等に支出している会費、負担金等 ・各種団体等に対する負担金（※）
	補助金	-	・各種団体等に対する補助金
積立金		-	・基金等積立金

（※）負担金の支出はできるが、補助金の対象外経費となる。